国立大学法人東京農工大学特別栄誉教授規程の一部改正について

国立大学法人東京農工大学特別栄誉教授規程を次のとおり改正する。

現行	改正
本則 (称号授与の資格) 第2条 特別栄誉教授の称号は、次の各号の一に該当する者に授与することができる。 (1) 本学の教授のうち、特に顕著な功績等をあげた者 (2) 本学を退職した者であって、在職中の特に顕著な功績等によって引続き本学に対する貢献が見込まれる者 (新設)	本則 (称号授与の資格) 第2条 特別栄誉教授の称号は、次の各号の一に該当する者に授与することができる。 (1) (略) (2) 本学を退職した者であって、在職中の特に顕著な功績等によって引き続き本学に対する貢献が見込まれる者 (3) 高い学識を有し、特に教育上又は学術上の顕著な業績があり、かつ、本学の教育研究活動の発展に功績があり、引き続き、本学の教育研究活動のより一層の推進発展に貢献が期待される者

附 則(教規程第59号)

この規程は、平成26年12月22日から施行し、平成26年12月17日から適用する。